

定 款

株式会社ダイナムジャパンホールディングス

株式会社ダイナムジャパンホールディングス 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ダイナムジャパンホールディングスと称する。ただし、英文で表記するときは、DYNAM JAPAN HOLDINGS Co., Ltd. とする。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

- (1) 遊技場その他の娯楽施設の経営およびコンサルタント業務
- (2) 遊技機および遊技機周辺設備その他各種動産の企画、開発、売買、リース、賃貸借、割賦販売、運送、保管、設置工事、保守管理、性能評価ならびにその仲介、代理、調査、およびコンサルタント業務
- (3) 遊技機的不正対策に関連する企画ならびに当該対策部品の製造、販売、取付工事および保守管理
- (4) 遊技機管理システムの開発、運用、保守およびシステムサービスの提供ならびにその仲介、代理、調査およびコンサルタント業務
- (5) 遊技機の移動に関わる申請書類の作成および申請手続きならびにその仲介、代理、調査およびコンサルタント業務
- (6) 遊技場内で賞品として提供する商品の製造、加工および販売業務ならびにその仲介、代理、調査およびコンサルタント業務
- (7) ゲーム機、ソフトウェア、コンテンツ、ゲーム場管理システムならびに付属品および付属設備の企画、開発、製造、販売、設置、保守管理、リースおよび輸出入
- (8) 飲食店の企画および経営ならびにコンサルタント業務
- (9) シミュレーションゴルフ施設の運営およびコンサルタント業務
- (10) シミュレーションゴルフ機器および周辺機器の輸入、販売およびリース
- (11) ゴルフスクールの運営
- (12) オフライン・オンラインゴルフレッスンシステムの運営
- (13) ゴルフ等に関するイベントの企画および運営ならびにインターネットウェブサイトの運営
- (14) ゴルフ用具・用品等の企画および販売
- (15) テニスクラブの経営
- (16) ホテルの経営
- (17) 岩盤浴施設、溶岩浴施設、入浴・温浴施設、サウナ、アロマセラピー、リフレクソロジー、マッサージ、エステティック美容その他の健康施設の経営
- (18) 菓子、コーヒー、食品、日用品雑貨、木材その他の物品の製造、加工、販売および

輸出入

- (19) ミネラルウォーター等の飲料水および清涼飲料水の製造および販売
- (20) 照明器具、厨房機器の販売および輸出入
- (21) タバコおよび酒類の販売
- (22) 貨物運送取扱い業務および梱包業務ならびに倉庫業およびその代理業務
- (23) 貨物国際輸送の仲介および斡旋
- (24) 貿易業
- (25) 通関業務および通関事務代行業務
- (26) 人材派遣、人材斡旋および有料職業紹介に関する業務
- (27) 語学および会話に関する教育、語学教員の人材育成、語学教材の開発および販売
- (28) 外国就学および留学の斡旋ならびにその諸手続に関する代行業務
- (29) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理および鑑定ならびにコンサルタント業務
- (30) 建築物および室内外装飾の企画設計および施工監理ならびにコンサルタント業務
- (31) 建築物の内外および駐車場の清掃、修理および維持管理
- (32) 建築材料の製造、加工、仕入、販売および輸出入
- (33) 旅行業法に基づく旅行業および旅行業者代理業
- (34) 翻訳業および通訳業
- (35) 引越しの斡旋
- (36) 古物商営業およびコンサルタント業務
- (37) 自動車、中古自動車、自動二輪車および原動機付自転車ならびにこれらに関する各種部品および用品のリース、賃貸借、売買、割賦販売および保守管理
- (38) 一般廃棄物および産業廃棄物の収集、運搬および処分ならびにコンサルタント業務
- (39) 貸金業、各種債権の売買および債務の保証・引受けその他金融業務ならびにその仲介、代理、調査およびコンサルタント業務
- (40) 損害保険代理に関する業務
- (41) 生命保険募集に関する業務
- (42) 自動車損害賠償保険法に基づく保険代理業
- (43) 情報処理サービス業、情報提供サービス業および情報一元管理ならびにそれらに関する仲介、代理、調査およびコンサルタント業務
- (44) 文書の作成、印刷、授受および配送その他の企業の庶務に関する業務の請負または受託
- (45) 資料またはリーフレットの保管管理および発送業務
- (46) データ入力の代行業務
- (47) 広告代理業
- (48) 経理、税務、給与計算、労務管理その他の事務処理に関する業務
- (49) コンピュータシステムおよびソフトウェアの企画、開発、販売、設置、保守管理、運用および輸出入
- (50) 国内外法人に対する金銭の貸付けその他の投資および経営指導

- (51) 会社経営に関するビジネスコンサルタント業務
- (52) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (53) 航空機および船舶ならびにこれらに関する各種部品および用品のリース、賃貸借、
売買、割賦販売および保守管理
- (54) 学校その他の教育事業

2. 当会社は、前項に附帯する業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都荒川区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会
- (3) 監査委員会
- (4) 報酬委員会
- (5) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由に基づき電子公告の方法によることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、25億2,000万株とする。

(種類株)

第7条 当会社が優先株等の複数の種類の株式を発行する場合には、会社法の定めに従い、異なる種類の株式に対して異なる議決権を付与することができる。

- 2. 当会社が無議決権または議決権制限株式を発行する場合には、無議決権または議決権制限の文言が株券に記載されるものとする。

(株式、新株予約権および新株予約権付社債の募集事項の決定ならびに株式の併合および分割ならびに資本金の額の減少)

第8条 会社法第199条第2項および第238条第1項に定義される株式の募集事項の決定は、株主総会の普通決議によらなければならない。ただし、株式の発行が当該株式を引き受ける者に特に有利な金額でなされる場合には、株主総会における特別決議が要求されるものとする。

2. 株式の併合は、株主総会の特別決議によらなければならない、株式の分割は、株主総会の普通決議によらなければならない。
3. 資本金の額の減少は、株主総会において、当該株主総会に出席した株主の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって決議されなければならない。
4. 本条第1項の規定にかかわらず、募集事項の決定は、株主総会の普通決議または特に有利な金額での発行の場合には、株主総会の特別決議によって、取締役会に委任することができる。

（自己の株式の取得）

第9条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

2. 当会社は、当会社が上場している証券取引所（以下「証券取引所」という。）が定める規則（以下「上場規則」という。）によって要求される場合には、取得した自己株式を、取締役会の決議または取締役会によって授權された執行役の決定をもって遅滞なく消却するものとする。

（株券の発行）

第10条 当会社の株式については、株券を発行する。

2. 当会社の全ての株券は、社印の押印または印刷がなされ、当該株券に係る株式の数、種類および株券番号が明記され、その他取締役会が適宜決定する様式によるものとする。この場合において、複数の種類を表章する株券は発行されない。

（株式の共有における株主名簿への登録制限）

第11条 当会社の株式は、共有することができる。ただし、共有者として株主名簿に登録できる者は、4名以下に限定される。

（株式譲渡の登録）

第12条 株式の譲渡または質入は、その株式を取得した者またはその株式の質権者の氏名または名称および住所を株主名簿に記載し、または記録しなければ、当会社その他の第三者に対抗することができない。

2. 前項所定の株主名簿への記載または記録には、市場の相場に従って手数料が課せられるものとする。ただし、当該金額は、上場規則の定める上限金額を超えない。
3. 株主名簿における株主としての記載を要求する者は、上場規則および証券取引所の所在地の法律に従って、譲渡人および譲受人が適正に署名した株式譲渡文書および該当す

る場合にはその他の文書を提出しなければならない。ただし、日本国法において別途定められる場合はこの限りではない。

(株主名簿の閲覧および謄写)

第 13 条 株主および債権者は、会社法の定めに従い、株主名簿の閲覧または謄写を請求することができる。

2. 当会社は、個人情報の保護に関する法律に従って許容される範囲において、国または地方の政府機関その他の第三者に対して株主名簿の閲覧および謄写を許可するものとする。

(株式譲渡)

第 14 条 当会社の株式は、自由に譲渡することができる。

(株主名簿管理人)

第 15 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 16 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(議決権行使の基準日)

第 17 条 当会社は、基準日を定めることにより、当該基準日において株主名簿に記載され、または記録されている株主を、株主総会において議決権を行使することができる株主とすることができる。

2. 前項において、基準日を定めたときは、当該基準日の 2 週間前までに、当該基準日および当該基準日において株主名簿に記載され、または記録されている株主が株主総会において議決権を行使することができる株主である旨を公告するものとする。
3. 第 1 項において、基準日を定めたときは、当該基準日の 10 営業日前までに、当該基準日について、証券取引所および当会社のウェブサイトの開示するものとする。
4. 前項において、営業日とは、香港における営業日をいう。

(所在不明の株主の株式の売却権への制限)

第 18 条 所在不明の株主の株式を会社法の定めに従って売却する権限を行使する場合において、当会社は、次の各号に定めるいずれの事由をも満たさない限り、当該権限を行使してはならない。

- (1) 当該株式について12年間に3回以上の配当が支払可能となったにもかかわらず当該期間において一度も配当が受領されていないこと。
- (2) 12年の満了時に当会社が証券取引所に対して通知をし、かつ、当該売却の意思を日本国および証券取引所の所在地の新聞において公告したこと。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第19条 当会社の定時株主総会は、決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(株主総会の招集権者および議長)

第20条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集する。ただし、当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役が株主総会を招集する。

- 2. 株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の定めた取締役または執行役がこれにあたる。ただし、当該取締役または執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役または執行役がこれにあたる。
- 3. 会社法第297条（株主総会招集請求権）、第303条（議題提案権）および第305条（議案通知請求権）における6か月の要件は、請求時点に短縮される。

(株主への通知)

第21条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2. 当会社は上場規則の関係規定を遵守することを前提として、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
- 3. 取締役会報告ならびに貸借対照表（法に従って添付されなければならない各書類を含む。）および損益計算書もしくは収支計算書、または財務諸表の概要は、定時株主総会の開催日の21日前までに、上場規則に従って、株主名簿に登録されている各株主の登録住所に郵送にて発送するものとする。
- 4. 株主総会の招集通知は、株主総会の日々の21日前までに、株主に対して発送するものとする。
- 5. 前項において、当会社は、証券取引所の所在地に登録住所を有する各株主をして、所定の条件に従って権利を行使することを十分に可能ならしめるよう通知するものとする。当会社は、株主の登録住所が証券取引所の所在地ではないことを理由に、会社法またはその他適用される法律もしくは規則に従った株主に対する通知義務を免れない。
- 6. 当会社の通知または請求が連続5年以上株主に対して到達しなかった場合には、当会

社は、当該株主に対して、会社法の定めに従って通知または請求を送付する義務を以後負わない。ただし、当会社の通知または請求が不着で返送された場合には、当会社は、会社法の定めに従って通知または請求を送付する義務を以後負わない。

7. 当会社が会社通信文書（上場規則に定義する）を株主へ送付する義務は、当会社が上場規則にしたがって当会社のウェブサイトへの掲示その他許容された方法（電子的通信手段を含む）でその公表を行い、かつ、株主がかかる通知または書類の公表または受領をもって当会社が株主へかかる通知または書類の写しを送付する義務を果たしたと取り扱うことに当該株主が同意または同意したとみなされる場合に充足されたものとする。ただし、当該株主は上場規則にしたがっていつでも選択した通信手段を変更する権利を持つ。

（株主総会の決議の方法）

第 22 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 23 条 株主は、代理人を任命してその議決権を行使することができる。この場合において、複数の株式を有する株主は、株主総会において当該株主を代理して議決権を行使するために、複数の代理人を任命することができる。

2. 代理人は、株主であることを要さないものとし、株主が個人であるか法人であるかを問わず、当該株主が行使できるものと同一の権限を行使することができる。
3. 株主が証券取引所の所在地における法令に定義される認定振替機関またはその名義人である場合には、当該株主は、当該株主が適当と考える 1 名または複数の者を代理人として授権することができる。ただし、複数の者に授権する場合には、当該複数の者に授権する株式の数および種類を授権文書または委任状に明記しなければならない。この場合において、授権された者は、株券、公証認証または正当に授権されたことの事実その他の証拠の提出を要さずして、正当に授権されたとみなされ、当該振替機関または名義人が個人株主であれば行使し得る権限と同一の権限を行使することができる。
4. 前 3 項の場合において、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。
5. 当会社が株主総会の委任状を発行する場合には、当該文書は、取締役会が定める通常またはその他の様式とすることができる。ただし、賛否を選択できる様式の使用を排除することはできないものとし、各別の株主総会において有効であり、委任の意思表示が撤回されるまで有効であると記載され、各議題について賛否の記載欄が設けられるものとする。
6. 前項において、委任状は、委任者または書面にて授権された代理人が署名する書面によるものとし、委任者が法人である場合には、授権された役員または代理人による署名または押印によるものとする。

(議事録)

第 24 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果その他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会の決議事項の追加)

第 25 条 上場規則において株主総会の決議が要求される事項は、株主総会にて決議するものとする。

(種類株主総会の定足数)

第 26 条 当会社が複数の種類の株式を発行する場合において、当該種類株の権利の変更に關する種類株主総会の定足数は、会社法、上場規則または証券取引所の所在地における買収、合併および株式買取に關する規則（以下「買収規則」という。）においてより高い基準が要求される場合を除き、会社法に基づき発行済の当該種類株の過半数とする。

(定足数および議案の可決に要する議決権の要求)

第 27 条 上場規則または買収規則が株主総会の決議を要求する当会社の取引、行為その他の事項にかかる決議は、会社法および上場規則または買収規則の双方において要求される定足数および議決比率（独立株主による承認の要求を含む。）を満たさない限り、可決されない。上場規則または買収規則において特定の事項について議決権の行使を禁止され、または賛成もしくは反対のいずれかのみに議決権の行使が制限される場合には、当該事項は、会社法所定の定足数および議決比率ならびに上場規則または買収規則所定の独立株主による承認の双方を満たさなければならない。この場合において、上場規則または買収規則所定の独立株主による承認の具備について、考慮されるべき議決権の数は、上場規則または買収規則所定の基準によるものとする。

2. 上場規則または買収規則が株主総会の決議を要求する当会社の取引は、株主総会後において、取締役会または関連する委員会が上場規則または買収規則が要求する株主承認基準を満たしたと決議する場合のみ実行できるものとする。この場合において、法的拘束力を有する契約の締結前において、取締役または執行役が取引の相手方に通知し、当該取引の停止条件とするものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 28 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 29 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
4. 取締役は、会社法に従って株主総会の普通決議によりいつでも解任できる。
5. 会社法および証券取引所の所在地における法令（当社が当該地の公開会社であれば適用されたであろう規定）の双方において許容される場合を除いて、当社は、以下の行為を、直接的に、または間接的に行わない。
 - （1） 当社もしくは当社の親会社の取締役または上場規則に定義される当該取締役の関連者に対する貸付
 - （2） 第三者による前号の取締役への貸付に対する保証または担保の提供
 - （3） 1人または複数の取締役が共同で、または直接的に、もしくは間接的に、他の会社を支配する場合における、当該会社への貸付または当該会社のための保証もしくは担保の提供
6. 会社法および証券取引所の所在地における法令（当社が当該地の公開会社であれば適用されたであろう規定）の双方を遵守することを条件として、当社は、第三者による当社の株式の購入に関して金融的支援を付与することができる。

（取締役の任期）

第30条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の権限）

第31条 取締役会は、取締役により構成し、法令または本定款に定める事項のほか、業務の執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役および執行役の職務の執行を監督する。

（取締役会の招集権者および議長）

第32条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役が招集し、議長となる。
3. 前各項の定めにかかわらず、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を組織する取締役であって、各委員会が選定する委員は、取締役会を招集することができる。
4. 執行役は、法令で定める場合には、前各項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

（取締役会の招集通知）

第33条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮できるものとする。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 34 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
3. 取締役は、会社法および上場規則が別途許容する場合を除き、当該取締役または上場規則に定義される当該取締役の関連者が特別の利害関係を有する契約、取引またはその他の提案を承認する議決に加わることができず、定足数にも算入されない。

（取締役会の議事録）

第 35 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名する。

（取締役会規則）

第 36 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第 37 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 38 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第 5 章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会

（各委員会の組織）

第 39 条 指名委員会、監査委員会および報酬委員会（以下「各委員会」という。）は、取締役 3 名以上の委員で組織する。

2. 各委員会の委員の選定および解職は、取締役会の決議により行う。各委員会の構成は、会社法および上場規則の双方の要求に従うものとする。

（各委員会の議事録）

第 40 条 各委員会における議事の経過の要領およびその結果その他の法令に定める事項につ

いては、これを議事録に記載または記録し、出席した委員がこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名するものとする。

（委員会規則）

第 41 条 各委員会に関する事項は、法令、本定款または各委員会が定めるもののほか、取締役会において定める指名委員会規則、監査委員会規則および報酬委員会規則による。

第 6 章 執行役

（執行役の員数および選任）

第 42 条 当社の執行役は、10 名以内とし、取締役会において選任する。

（執行役の任期）

第 43 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会終結の時までとする。

（代表執行役および役付執行役の選定ならびに権限・分掌）

第 44 条 当社の代表執行役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 当社は、取締役会の決議により、執行役社長 1 名ならびに執行役副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を置くことができる。
3. 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項を定めることができる。

（執行役の報酬等）

第 45 条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。

2. 執行役が当社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該兼務に係る報酬等についても同様とする。

（執行役の責任免除）

第 46 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

（執行役に関する事項）

第 47 条 当社は、執行役会を置くことができる。

2. 執行役会を設置する場合、執行役に関する事項は、法令または本定款のほか、執行役会において定める執行役会規則による。

第7章 会計監査人

（選任方法）

第48条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第49条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、会計監査人は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の責任免除）

第50条 当社は、会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

（会計監査人の報酬等）

第51条 会計監査人の報酬等は、監査委員会の同意を得て定める。

第8章 計算

（事業年度）

第52条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第53条 当社の剰余金の処分の額および剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項の決定は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議による。

2. 前項に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によっては定めない。

（剰余金の配当の基準日）

第54条 当社は、基準日を定めることにより、当該基準日において株主名簿に記載され、または記録されている株主を剰余金の配当を受ける権利を有する者（以下「基準日株主」という。）とすることができる。

2. 前項において、基準日を定めたときは、当該基準日の2週間前までに、当該基準日および基準日株主が剰余金の配当を受ける権利を有する旨を公告するものとする。

（配当金の除斥期間）

第55条 当社は、配当の発表日から6年を経過する日まで未受領の配当につき支払義務を免

れない。

2. 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

（最初の事業年度）

第1条 本定款第53条（事業年度）の定めにかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成24年3月31日までとする。

（株主総会の招集通知に関する経過措置）

第2条 平成24年に開催される定時株主総会においては、本定款第21条第2項および第3項に規定される21日の期間は、14日に読み替えるものとする。

2. 本定款第19条第2項の規定は、平成24年に開催される定時株主総会には適用されない。

附 則

（株主総会参考書類等の電子提供に関する経過措置）

第1条 本定款第21条の変更は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の本定款第21条がなお効力を有するものとする。

改 廃

- | | | | |
|----|-------|-------|----|
| 1. | 平成23年 | 9月20日 | 制定 |
| 2. | 平成24年 | 8月 6日 | 改正 |
| 3. | 平成25年 | 6月25日 | 改正 |
| 4. | 平成25年 | 9月10日 | 改正 |
| 5. | 平成27年 | 6月24日 | 改正 |
| 6. | 平成28年 | 6月23日 | 改正 |
| 7. | 2018年 | 6月21日 | 改正 |
| 8. | 2022年 | 6月23日 | 改正 |